

文化庁月報



1985-5

No.200

【表紙】

阿修羅像
(奈良・興福寺)

解説は30ページ

題デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

もくじ

芸術作品賞の創設

登川直樹 4

△随 題

“川(リバー)”を創る喜び
佐々木昭一郎 8

外国人の漢字学習
その方法と問題点(その2)
W・A・グロータース 10

△報 告

昭和59年度日本語教育
実態調査報告について 12

文化庁ニュース

- ・昭和60年春の褒章受賞者決まる 14
- ・昭和60年春の勲章受賞者決まる 14
- ・日本芸術院賞受賞者決まる 15
- ・重要無形文化財の指定等 16
- ・重要伝統的建造物群保存地区の選定 18
- ・重要文化財(建造物)の新指定
—文化財保護審議会の答申— 18
- ・美しく豊かなことばの普及 20
- ・昭和59年度文化庁優秀映画及び子ども向け
テレビ用優秀映画製作奨励金交付作品決まる 21

△展 覧 会

ニューヨーク・パークコレクション
日本美術名品展
東京国立博物館 22

現代染織の美

—森口華弘・宗廣力三・志村ふくみ—展
東京国立近代美術館 22

- 地域文化活動紹介シリーズ⑳ 山形県柳町 23
- 町並紹介シリーズ② 日南市飯肥と知覧 26
- 国宝鑑賞シリーズ㉓ 東寺伝来山水屏風 28
- 国立劇場ニュース 31



芸術作品賞の創設

登川直樹

(媒体芸術顕彰方法等検討会議座長)

昭和六〇年度、文化庁は新しい芸術顕彰の制度を発足させる。具体的には映画、放送、レコードの三分野で、年度ごとに優秀な作品を選んで賞をおくることになる。これまでに文化庁が実施してきた芸術顕彰の制度といえば、個人の年度業績を対象とした「芸術選奨」があるが、新しく設けられるのは作品を対象とする賞で、その名も「文化庁芸術作品賞」と呼ぶことになる。

文化庁がこうして芸術作品賞を設けることになったいきさは、芸術祭の再検討に端を発している。もともと芸術祭は、戦後間もないころ文部省によって始められた。「焼跡から芸術の昂揚を」といった趣旨の、時の芸術課長今日出海氏の提唱が実を結んだ。「文部省芸術祭」が、衣食住もままならぬ荒廃の時代に人々の心を潤した意義は大きい。年を重ねるにつれて芸術祭の規模はひろがり、参加する部門もふえ、開かれる催しも増して、まことに充実した行事になっていった。あんな頃に無理をして始めたことがやはりよかったという思いは後になると誰にもあつた。行政機構が改まって新しく生まれた文化庁に所管がうつり、文部省芸術祭は文化庁芸術祭と言ひ換えられたが、その後も拡大をつづけ、とめどない膨張の様相を呈して、近年では正直にみて芸術祭としてのまとまりを欠くものになってしまった。

もどすことがまず必要だという基本的な考えで懇談会の見解は一致した。在来の芸術祭が、戦後発足した当初はまさしく芸術活動を振興するといった役割を確実に演じていったものの、年を追って芸術祭そのものの拡大膨張に走り、ついにはとめどなく多様で複雑で統一のない催しの大集団となってしまった。これを「祭」にもどすにはさしあたり、祭の性格になじまないものを整理する必要があるというわけである。

○
参加部門のうち、演劇、音楽、舞踊、能楽、大衆芸能といったものは、当然表現を異にしながらも、人間が演じるというかたちをとり、従って場所と時間が限定される催し、という点では共通している。つまりこれらはパフォーマンス・アーツなのである。これに反して映画、放送、レコードは、もちろん人々は人間が演じた成果であるにしても、それが媒体を通して鑑賞されるわけで、これらを一応メディア・アーツと呼ぶことができる。メディアを通ず以上、時や場所の限定から離れて勝手に流れていく。少なくとも制作に携わる人々とその鑑賞に加わる人たちが同じ時、同じ所で出会うというかたちをとらないのである。本来まつりとは、限られた時間と場所の範囲で演じ鑑賞するものであるならば、パフォーマンス・アーツこそ芸術祭の実体をなすもので、メディア・アーツはこの枠から外れがちなものといわなければならない。

事実、映画も放送もレコードも芸術祭のまつりの性格からかなりはみだしている。常時製作が続けられその作品が逐次興行館に流れていく映画の場合、芸術祭に参加することは、たまたまその期間中に封切られる中の目ぼしい作品に芸術祭参加の

最近の例に昭和五十八年度をみると文化庁芸術祭はまことに壮大である。日本舞踊、バレエ、民謡、ジャズなど八つの主催公演があり、能やオペラや落語など二十一の協賛公演があり、さらに賞を競う参加公演には、演劇、音楽、舞踊、映画、ラジオなど九つの部門にわたって数百の公演があり参加作品がひしめいている。もはや乱雑で散漫といった印象さえないとはいえない。ついに再検討の機運がおこり整理の必要が痛感された。その年対策に動きだしたのは自然の成り行きと言っている。

昭和五十八年六月文化庁に芸術祭懇談会が設けられた。懇談会とはのんびりしたものなきにせざるが、とかく批判のある芸術祭のあり方に検討を加え整理してすっきりしたものにするための改革案を練る機関である。とはいってもここまでふくれあがった芸術祭を一朝一夕に整理縮小できると思えない。が悠々と懇談などしている余裕はないわけで、およそ一年半という期限をきって、それまでに一応の結論をうち出そうという構えで出発した。この芸術祭懇談会のメンバーは、文芸、演劇、音楽、放送、映画など何らかの芸術に携わる人たち、それにそれらを扱うメディアに係る人たちなどで構成されていた。そして互いの立場に相違はあるにしても、芸術祭を本来の「祭」のかたちに

タイトルをつけて公開することではない。外国映画になると、秋の間に公開されるものに限定することが難しく、参加の枠は六か月のうちに封切られる作品にひろげられて散発的な公開となり、日本の記録映画の部門に至っては封切りすら保証されない作品が大部分を占めるために、わざわざ一斉上映の場を設けねばならぬといった始末である。放送の場合、ラジオもテレビも、ごく日常的な番組の流れの中に、たまたま芸術祭参加の肩書をつけた番組がバラバラに登場するだけである。さらにレコードになると参加作品のレットテルのついたものを個人が求めて勝手な時に勝手な場所できくという鑑賞のしかたがあるだけで、まったく祭りとは縁のない形で終ってしまう。テレビ・ドラマなど、芸術祭の一部門となった当初は、その機会にはじめて許される冒険的なあるいは良心的な番組を制作するといった風潮もあったが、その意気込みも近年は全く薄らいだという。実演系の芸術と媒体系の芸術は、その現われかたが大きくちがう以上、それらがまじり合って芸術祭を散漫にしているのは避け難いことである。ともかく芸術祭を本来の祭にもどそう、それには、人間が演じるものを直接その場で鑑賞する、つまり創作者と鑑賞者が直接出会うかたち、いわゆる実演系の芸術に限定することによって、祭りの性格を明らかにすることができる、と結論づけられた。

もつとも、それだからといって映画、放送、レコードが芸術祭から全く姿を消すとは限らない。たとえば特定の作家の作品をまとめて公開するとか、過去の受賞作を集めて放送するといったかたちで、祭の期間を盛り上げることに参加できるし、現にこれまでもそうした催しや企画は映画にも放送にもあつた。これからもそういう参加のしかたは考えられる。しかし賞を競

うといった新しい作品の登場は、これら媒体芸術ではなじみにくい。これまでは祭の期間が限られた中で参加するという窮屈さに耐えてきたといってもいいが、ここで芸術祭の期間的な拘束から解かれた自由な選奨制度が考えられるべきではないか、といった意見が導き出された。さきにあげた芸術祭懇談会は、実演系の芸術と媒体系の芸術がおなじ芸術祭の中にまじり合っている矛盾にまず目をつけて、これらを別個に扱う制度を検討するため、それぞれの小委員会を設けたが、媒体系の芸術にとつてどのような制度が必要かを検討した委員会の結論は、それらにふさわしい選奨制度を年度賞として設けるべきだということであった。

芸術祭は祭的な機能をもちながら、同時にコンクリートの機能をもっていた。これは今後もつづくにちがいない。媒体系の芸術は、祭には必ずしも似つかわしくないとしても、コンクリートはぜひ続けてほしい、というよりそれぞれの分野にふさわしい形のコンクリートが制定されるべきであらう、という考え方である。すでに行われている芸術選奨は、主に個人の業績を対象とする賞で、昭和二十五年創設された。まず演劇、音楽、文学、美術の四部門で授賞があった。ほかに舞踊と古典芸術の部門もあったがこの年該当なしとされた。その後映画、評論、放送、大衆芸能などの部門が増設され、また四十二年度からは各部門の文部大臣賞のほかに新人賞が併設されて、充実した選奨制度になっている。このたび芸術祭から外れる映画、放送、レコードの部門に年度賞を設けるとすれば、個人を対象とする芸術選奨に団体の部を設けるという方法で考えられないかという意見も

あったため、映画、放送、レコードの三分野を対象とするものに落ち着いたが、これによって芸術祭が本来の祭の姿になつてすっきりしたといえるかどうか、断言は難しい。実演系の芸術を主体とし、期間を四十日間に短縮したとしても、まだ検討すべき問題は多い。多すぎる部門、多すぎる賞を整理すること、開催地をさらに地方にひろげて行くこと、海外からの芸術家の招聘や日本からの芸術祭行事の海外進出といった国際交流をすすめていくことなど、今後このこされた課題は多いといわなければならない。芸術祭懇談会がまとめた「昭和六〇年度以降の芸術祭のあり方について」と題する報告でもこれらの問題点が指摘されている通り、これを端緒に芸術政策の新しい段階にまいろうとしている、と考えることができる。

このたびの芸術祭再検討は、以前からその気運のあったものが具体化したといえるが、それによって芸術祭のもつ二重性が明確になったようである。それは芸術祭のフェスティバル性とコンクリート性である。実演系の芸術はフェスティバル性を発揮するにふさわしいが媒体系の芸術はむしろコンクリート性が強い。映画にも芸術シーズンといったものがないとはいえないが、それは多分に芸術祭に参加するというかたちで強いてつくられたもののようにみえる。放送にとつて九月、十月という期間がむしろスポーツの季節とみなされているというのは、芸術祭参加作品にとつてじつは迷惑な期間であったことを意味するのだろうか。芸術の秋ということばは確実に存在するが、それにふさわしい芸術ばかりではないと言われるとそれも判るような気がする。映画も放送もレコードも生活のシーズンに密着しすぎていて、そつちのリズムに呼応しているのだろうか。不断に現われては消えていく作品のなからすぐれたものを選びだすとすれば、

交されたが、いかにも便宜的な改変にみえてしりぞけられた。芸術選奨が個人の芸術活動を顕彰する制度として整然と機能しているのを見れば、これは当然といえる。こうして映画、放送、レコードの三分野はそれが芸術祭から外れるのを機に芸術作品賞という顕彰制度の下に置かれることになつたわけである。部門ごとの賞の数については、映画では長編映画、短編映画、放送は、ラジオでドラマとドキュメンタリー、テレビでもドラマとドキュメンタリー、そしてレコード部門では邦楽系統の音楽と民族音楽、洋画系統の音楽とポピュラー等、といった八つの部にそれぞれ文部大臣賞が二つずつおくられるという規定である。この芸術作品賞の制度は必ずしも芸術祭から外れた三分野のコンクリートの機能をそっくり継承するものとはいえない。現に映画では芸術祭の中にあつたとき、外国映画の部があつて賞がえらばれていたが、新しい制度では消えた。それは芸術作品賞があくまでも日本人の作品を顕彰することによって、日本人の芸術活動の水準を高めようとする意図から生まれたものであるからで、レコードについても同様のことがいえる。何よりも日本の芸術を対象とした選奨であり、日本の芸術制作の水準向上を期待するという姿勢がはっきりしている。

なお長編映画については、すでに優秀映画製作奨励金交付制度があつて、毎年十本の優秀映画を選んできた。今回の作品選奨は長編映画について二本だが、この十本の外にあるとは考えられず、優秀映画製作奨励金の制度でえらばれる十本のうちからこの二本がえらばれることになる。

今回の芸術作品賞の顕彰制度は、出発点が芸術祭の再検討に年度で区切るのが差しあたりいちはん選びやすいということになるのかも知れない。

こんどの芸術祭懇談会や委員会を重ねるなかで、つくづく芸術は多様だと思ひ知つたのは、私にとって貴重な経験だと思ふ。おなじ媒体系の芸術だと言いながら、さてそれらに共通の顕彰制度を考える段になると、映画とレコードなど全く別ものにもみえてくる。メディアが中味の相違を決定的にしているからだろう。映画やテレビは、レコードのように芸術作品の容れものというわけにはいかないわけである。メディア芸術などというくり方は便利なようだが、それで考えをすすめていこうとすると、お互いの相違点ばかりはつきりしてきて、芸術はそれぞれに違ふのだという至極当然のことにたどりついて感心する始末だつた。

芸術政策について考えていると、制度を編みだす方向へいくはずが、逆に、制度の矛盾にばかり気をとられ、こんどの委員会ではまったく難渋したが、どうやら、これは私ひとりの奇妙な自覚症状であつたらしい。しかし今でも、いったい賞をえらんでおくるとは何のことなのかなどと自分に問いかけてまた堂々めくりをしている。

今回の芸術作品賞の創設は、芸術祭を整頓した所産だが、これが最善の政策というわけではもちろんない。芸術祭も芸術作品賞ももつと形を整つたより機能的なものに練り上げていく必要があるだろう。ひとまず形が整つたという思いとともに、これからの出発点ではないかという思いも強いのである。

登川 直樹（とがわ、なおき）
大正六年島根県生まれ、東京大学（美学）卒業、昭和五十七年芸術選奨受章。現在、
日本大学教授、映画評論家。

国立劇場 ニューズ

■六月歌舞伎鑑賞教室(大劇場)
利倉幸一 監修

解説 歌舞伎のみかた

竹田出雲 演出
戸部銀作 演出

蘆屋道満大内鑑

——葛の葉——

6月3日(月)・24日(月)

六月歌舞伎鑑賞教室は、中村扇雀の主演で「蘆屋道満大内鑑」をとりあげます。

この芝居は、ヒロインの役名から由来した通称「葛の葉」として親しまれています。人間に命を助けられた動物が、その恩返しに妻となつて子を生み育てる——という「異類婚姻譚」はさまざまな形で、民間に伝わってきました。この「葛の葉」は、白狐にまつおる有名な「信太妻伝説」から派生した作品で、その源泉は「日本霊異記」や「水鏡」などにも既に現われています。幻想的でメルヘン風の設定、恋愛を中心としたわかりやすい内容、視覚的におもしろい早替りや曲書きのケレン味のある趣向……と芝居好きの方のみならず初心者の方にも、十分に楽しんでいただけるにちがいありません。

また、主演の扇雀は、この「葛の葉」をこれ迄に数度演じて好評を得ていますが、初の歌舞伎教室出演とあって従来以上の意欲を燃やしています。安倍

保名を演じる澤村田之助ともども、充実した芸境に達しつつある経験豊富な俳優陣の出演で、いつもの若手中心の歌舞伎教室とは違った、芳醇な味わいのある舞台を「鑑」ただけると思えます。なお、「解説」は丁寧な語り口で定評ある尾上菊蔵がつとめます。

あらずし

陰陽師安倍保名は、恋仲であった恩師の息女・榊の前の自害を知り狂乱に陥りますが、榊の前の妹・葛の葉と出会い、正気に戻ります。やがて、保名は葛の葉を妻として、阿倍野に住居を構え、五歳になる童子と三人で暮ら



ていました。しかし、この葛の葉は実はかつて保名に一命を助けられた信太の森の白狐で、恩義を感じて葛の葉に姿をかえて保名を守っていたのです。

ところが、ある日、葛の葉が父・信太庄司、母・榊と共にこの家を訪れました。三人は、機を織っている女房の姿を見て驚き、折から掃ました保名もこの騒ぎを知って動転しました。保名は女房と話してみますが、さして不審も見だせず、様子を窺います。

ひとり残った葛の葉は、もはやこれまでとすべてを明かし、童子にせつせ

つと別れの言葉を残します。元の狐の姿に戻り、故郷の信太の森に帰って行く葛の葉。童子を連れ、妻を追う保名。あとには、葛の葉が思いのたけを託した「恋しくば尋ね来てみよ和泉なる信太の森の恨み葛の葉」の一首が残っているだけでした。

●その他の公演(6月)

■音曲公演(小劇場)
しょうが(唱歌) 7日・6時半

■邦楽公演(小劇場)
現代日本音楽の展開 28日・6時半、29日・2時

■演芸(演芸場)
上席 1日・10日・1時
(土曜のみ1時・5時半)

中席 11日・20日・1時
(土曜のみ1時・5時半)

花形新人演芸会 21日・1時

国立名人会 22日・1時

女流浪曲特選会 23日・1時

■能楽(千駄ヶ谷・能楽堂)
定例公演 5日・1時

(御笠・盛久) 21日・6時半

(御盆山・仏原) 8日・1時半

普及公演 特別公演 30日・1時

吉野静・(御寝音曲・景清)

詳細につきましては左記へお問合せ下さい。
○三二一六五七四一
○三二四三三三三三
(能楽堂公演)

編集後記

○今年度から芸術祭のあり方が変わり、実演芸術を中心とした「芸術の祭典」として再出発することとなりました。それに対応して映画、放送、レコードの媒体芸術については、芸術祭の参加公演(コンクール)からははずし、代りにこれも今年度から新設された媒体芸術のための芸術作品賞の対象とすることとなりました。その間の経緯については、登川先生に執筆頂いた巻頭論文のとおりですが、これを機に、芸術祭が一層国民に愛されるおまつりとして発展して行くことを願っております。

○文化庁月報も本号で二〇号を迎えました。文化庁創設以来、今日まで一号も欠けることなく続けてきましたのは、皆様のご協力と御声援の賜物と、心から感謝しております。今後、よろしくお願いいたします。

(S)

「文化庁月報」五月号

株式会社 きょうせい 営業課
TEL(〇三)二六八二二四二(代表)

「文化庁月報」五月号

昭和60年5月25日印刷・発行
編集 文化庁

発行所 株式会社 きょうせい

〒100 東京都千代田区麹町3丁目2番2号
本社 〒100 東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業部 〒100 東京都新宿区西五軒町52番地

電話(〇三)二六八二二四二(代表)
振替口座 東京 九一六一番

印刷所 佛行政学会印刷所

年間購読料 二、一六〇円(送料共)